

第5期計画における基本目標

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築～地域包括ケア体制の実現を目指して～

第5期計画の構成

○ 第5期計画における施策の柱・重点項目・主要施策

1 元気高齢者自らの努力を支援する

① 若いときからの健康づくり

- (1) 健康の保持・増進
- (2) 生活習慣病予防等疾病対策の推進
- (3) 健康づくりを支援する環境整備

② 元気な高齢者の活躍の場の拡大

- (1) 意欲や能力に応じた就業・起業支援
- (2) ボランティア・NPO活動等の社会参加の促進
- (3) 生涯学習・スポーツ等の生きがいづくりの推進

③ 介護予防の推進

- (1) 介護予防の普及啓発と介護予防活動の推進
- (2) 生活機能低下の早期発見と早期対応の推進
- (3) 地域リハビリテーションの推進

2 要介護高齢者を社会全体で支える

① 在宅と施設のバランスのとれた介護サービスの充実

- (1) 地域に密着した在宅サービスの充実
- (2) 医療と介護の連携による在宅ケアの推進
- (3) 重度者を支える施設ケアの充実
- (4) 在宅復帰に向けた施設ケアの充実
- (5) サービスの質の向上と利用者への支援
- (6) 介護保険制度の適正な運営の確保

② 認知症高齢者施策の推進

- (1) 認知症の普及啓発と予防・早期発見の推進
- (2) 認知症の医療・ケア体制の整備
- (3) 認知症地域支援体制の構築
- (4) 認知症の総合的な支援体制の推進

3 高齢者と家族を地域で支える

① 保健・福祉の人材養成と資質向上

- (1) 保健・福祉・生きがいづくりのボランティア養成
- (2) 保健・福祉の人材養成と確保
- (3) 介護サービスを支える人材養成と資質向上

② 地域生活支援体制の整備

- (1) 多様な人材や社会資源を活用した総合的な支援体制の推進
- (2) 住み慣れた地域における多様な住まいの提供
- (3) 高齢者に優しいまちづくり
- (4) 災害時における要援護者支援体制の整備
- (5) 権利擁護の推進と相談支援体制の整備

2025年の状況(推計)

*2025年(H37年)を見据えた、今後3年間の計画とする必要がある。

- ① 65歳以上の高齢者が増加
H25:308千人(高齢化率28.7%)→H37:332千人(33.6%)
- ② 高齢者の1人暮らしや夫婦のみ世帯が増加
・1人暮らし H22:33千世帯(8.5%)→H37:45千世帯(12.1%)
・夫婦のみ H22:41千世帯(10.7%)→H37:49千世帯(13.3%)
- ③ 要介護・要支援認定者が増加
・認定者数 H26.3月:56,987人 → H37:73千人
・重度(要介護3以上)の認定者が増加
H26.3:23,299人(40.9%)→H37:32千人(43.9%)
- ④ 認知症高齢者の増加 H23.9月:34千人
- ⑤ 平均寿命の延びに比べ、健康寿命の延びが小さい
・平均寿命(全国)H13→H22 男78.07→79.55(1.48年) 女84.93→86.30(1.37年)
・健康寿命(全国)H13→H22 男69.40→70.42(1.02年) 女72.65→73.62(0.97年)
- ⑥ 介護費用と保険料の増加
・総費用(全国) H12:3.6兆円→H26:10.0兆円、H37:21兆円程度
・保険料(全国) H12:2,911円→H26:4,972円、H37:8,200円程度
(H37年の本県見込みは各保険者が今秋にかけ試算予定)
- ⑦ ICTの発達

第5期計画までの主な成果

- ① 富山型デイサービス事業所の増 H16.3月:27事業所→H26.3月:105事業所
- ② 地域密着型サービスの充実
・認知症グループホーム事業所数 H19.3月:57事業所→H26.3月:136事業所
・認知症対応型通所介護事業所数 H19.3月:17事業所→H26.3月:67事業所
・小規模多機能型居宅介護事業所数 H19.3月:17事業所→H26.3月:63事業所
- ③ 認知症関係施策の推進
・認知症サポーター数 H21.5月:15,610人→H26.3月:54,552人
・認知症疾患医療センター数 H22.10～ 3病院
- ④ ケアネット21事業※の推進 H15:40地区→H25:231地区
※身近な地域を単位とし、地域住民自らが福祉ニーズを把握し、解決に取り組む活動
- ⑤ 在宅医療を推進している開業医グループ数 H26.6月:15(参加医師190人)
訪問看護ステーション数 H12.3月:27→H26.6月:50

国・県の新しい動き

- ① 介護保険法の改正等を含む、いわゆる「医療介護総合確保推進法」が成立
・市町村の役割の強化
*在宅医療・介護連携の推進、認知症対策、生活支援サービスの充実・強化などが市町村が行う地域支援事業に位置づけ
*予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行
・一定以上の所得を有する者の自己負担を引上げ
・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定
- ② 富山県地域包括ケアシステム推進会議の創設
・知事を会長とし、自治会、老人クラブ、ライフライン、商店街、建築、医療、福祉、ICT、行政等の各関係者で構成
・6月13日に第1回会議を開催。今後、それぞれの主体が果たすべき役割等、効果的な地域包括ケアシステムのあり方について議論
- ③ 高齢者の就労促進に向けた動き
・とやまシニア専門人材バンクの創設(H24.10月～)

新たな問題

- ① 高齢者が犠牲になる交通事故(H25:死者53人中、高齢者32人(約6割))
- ② 高齢者が被害者となる特殊詐欺
- ③ 認知症高齢者の徘徊や行方不明者の存在が社会問題化

第6期計画における基本目標

すべての高齢者が、人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築～地域包括ケア体制の構築に向けて～

第6期計画における主な課題

○若いときからの健康づくり

- ・健康寿命を延ばし、高齢期においても健康でいきいきと暮らせるようにするための、若いときからの健康づくり
- ・地域、職場などが一体となった、個人の健康づくりを支援する環境づくり

○高齢者の就労・社会参加の促進

- ・高齢者の豊かな経験・知識・技能を生かすための積極的な就労支援
- ・ボランティアや地域活動への参加(地域包括ケアシステムにおける生活支援の担い手としての参加も含む。)の促進

○介護予防の推進

- ・住民が主体となり運営する多様な通いの場づくりの推進
- ・既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用した支援の充実

○認知症対策の推進

- ・認知症の早期診断・早期対応や、住み慣れた地域での生活を支えることに重点を置いた施策の推進
- ・認知症の人の徘徊防止や徘徊者の早期発見に関する取組みや、関係機関の連携の推進

○在宅サービスの充実

- ・住み慣れた地域で可能な限り長く暮らすための、訪問看護サービスや地域密着型の定期巡回・随時対応型訪問サービス、通い・訪問・宿泊を柔軟に組み合わせる小規模多機能型居宅介護などの在宅サービス基盤の整備

○要介護者の介護を支える施設整備

- ・増加する中重度の要介護者や、在宅での生活が困難な要介護者を支えるための施設の計画的整備

○保健・福祉・介護の人材養成・確保と資質向上

- ・2025年に向けて増大が見込まれるサービス量に必要な保健・福祉・介護人材の養成・確保

○地域包括ケアシステムの推進

- ・在宅医療・介護の連携の一層の推進
- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスに加え、多様な主体による日常生活への支援や、安心して生活できる住まいの適切な確保など、総合的な支援が切れ目なく提供される体制の整備